

## 利用者の立場からロシアの文書館のあり方を語る

保 田 孝 一

### 一 ルギア（РГИАロシア国立歴史文書館）

サンクトペテルブルグ市の中心にあるエルミタージュ博物館から大ネヴァ河岸に沿って一〇分ほど南西に歩行すると左手に広場があり、そこにピョートル大帝の青銅の騎士像が立っている。その向う側にルギアがある。一九一七年革命までは宗務院と高等法院があったところである。

ルギアには国家評議会、国会、大臣委員会、大臣会議、高等法院、宗務院といった帝政ロシアの最高国家機関のフォンド、内務省、司法省、大蔵省などの中央国家機関のフォンド、ゼムストヴォ機関、軍事産業委員会、株式会社等のフォンド、私営銀行、学術、文化、教育、慈善会等のそれぞれのフォンド、定期出版物の編集に関するフォンド、個人フォンドなどフォンドの数にして一三四一、綴りの件数にして六〇〇万件を越える文書が保管されているときいた<sup>1</sup>。一八世紀から一九一七年革命に至るロシア史を研究する者にとって最も重要な文書館であることはいうまでもない。

現在ロシアのどの文書館でも古文書を読むためには、ロシア科学アカデミーのロシア史研究所、東洋学研究所、大学などの国際部から、入館したい文書館の館長宛に、研究者として保障してもらおう文書を送り、許可を事前を得る必要がある。それには研究テーマを書いておく。許可を

うるために数カ月も日数がかかることがあった。

私が「ストルイピン改革とロシア農民の人権」というテーマで、ルギアに入館を許可されたのは一九七五年春のことだった。

実は一九七三年に田中総理がモスクワを訪れ、ソ連共産党書記長ブレジネフ氏に会った時、ソ連の日本研究の基礎資料として、『史学雑誌』、『歴史学研究』、『国家学会雑誌』、それに『大日本史料』、『大日本古文書』などのバックナンバーを揃えて、元レーニン図書館に寄贈していただいた。この時林健太郎先生が東京大学学長として官邸を訪れ、総理に陳情した。この御膳立てを手伝ったということで、田中さんが締結した文化交流協定による研究者交流の一員として推薦され、アルヒーフに辿り着いたというわけである。

ストルイピン改革といえは、二〇世紀初頭のロシアのブルジョア的改革であり、もしこの改革が成功していれば、社会主義という回りをすることもなく、ロシアは資本主義国として発達していたはずだった。社会主義時代のロシアでは、ストルイピン改革を敵視し、この時代は暗黒時代で、この改革をストルイピン反動と呼んでいた。それ故当時の私はロシアの普通の研究者には変人に見えたらしい。こんな馬鹿げた研究をするために、なぜサンクトペテルブルグへやって来たのか。近付かない方がよいなど。しかしルギアのアルヒヴィストは非常に親切かつりべ

ララだった。

私が最初に閲覧を申し込んだ文書は、ロシアの帝政国会（一九〇六一七）において「人身不可侵法案」を審議した人身不可侵委員会の議事録だった。一九七五年の私には、ルギアにこういう文書が残っていて、しかも閲覧できるということは驚きであり、アルヒーフ仲間のアメリカ人研究者も、ロシアの国会で人身不可侵法案が審議されたなど信じられないといった。実はこの議事録の存在について教えてくれたのは、農村共同体（ミール）のロシア人研究者だった。

入館を許可されると、読書室長に文書の閲覧を請求する。申込書に読みたい文書のフォンド、オーピシ（目録）、デーロ（一件の綴り）の各ナンバーを記入し、提出する。現在では普通オーピシを請求し、読みたいデーロを探す。日本の文書館と同じである。しかし違うところもある。申し込んでから、デーロを手にするまでに早くて二日はかかると覚悟しなければならぬ。性急な日本人がこれに慣れるのは大変だ。

さて『第四国会人身不可侵法案関係資料』<sup>(2)</sup>を手にする。第四国会といっても、第一国会、第二国会、第三国会での議事録が入っている。それに人身不可侵法の政府法案、それと当時の現行法規との比較、第一国会の人身不可侵法委員会案、内務大臣案、第三国会案との比較対照、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリーにおける逮捕、勾留の手續とロシアのそれとの比較資料があった。ロシアに西欧的な人身不可侵の原則を実現するために、何が必要であるか、具体的に審議されていた。人身不可侵法案を最も時間をかけて審議したのは第三国会（一九〇七―一二）であり、その議事録は別の綴り<sup>(3)</sup>になっている。

右の資料からどのような結論を引き出し得るか。

二〇世紀初頭にロシアの反体制運動は、専制を批判し、民主主義と市民的自由を要求した。それ故皇帝ニコライ二世は、国会の召集を約束し、

一九〇五年一月一七日の宣言で「人身の不可侵、良心、集会および結社の自由の原則に基づき、市民的自由の不動の基礎を賦与する」ことを約束し、また一九〇六年四月に公布した国家基本法でも、人身の自由などの人権を認めていた。

国家基本法による市民的自由の保障を実現するためには、手続法的保障が不可欠である。一九〇六年四月に召集された国会ではそのための法案を審議し始める。体制側は市民的権利を約束したが、それをアジア的術策によって空洞化する政策をとった（M・ウェーバー著、肥前栄一・鈴木健夫・小島修一・佐藤芳行訳『ロシア革命論Ⅱ』名古屋大学出版会、一九九八年）。

国会では人身不可侵法の政府案、野党案が提出され、委員会で激しい議論が闘わされる。そこで問題になったのは、人身の自由を保障するためには、ロシアの前近代の法体系を改正しなければならないということだった。最大の問題は、体制側が非常事態法を濫用し、平時の法律を無視していることと、農村に近代法の立場からは無法状態といえる農村共同体（ミール）の秩序が支配していることだった。

一九一七年ロシア革命前のロシアで人権をひどく蹂躪している制度に、体制側が政治的に有害で墮落していると見做す者を裁判によらないで行政的に追放できる制度と、農村共同体が三分の二の多数決によって、同村人のなかの有害分子を追放できる権利であった。この二つの行政的追放の制度は、国会で厳しく批判されたにもかかわらず、廃止されなかった。<sup>(4)</sup>

ロシア政府（大臣会議や内務省など）や国会のアルヒーフのなかに、ロシアの共同体的農村を西欧的分割地農民の農村にかえる、いわゆるストルイピン土地改革の立案と審議、その改革法の適用に関する膨大な資料が保管されている。ストルイピン土地改革法案のなかで最も重要な

が「農民的土地所有と土地利用に関する現行法の若干の規定を補足する件」(いわゆる「一九〇六年一月九日の勅令法案」)で、ストルイピン政府が第三国会に提出した政府(内務省)案の末尾には内務大臣ストルイピンという直筆の署名がしてあった。

政府案は国会の土地委員会で審議された。国会と国家評議会の本会議での審議内容については旧著で紹介した。議事録が公表されていたからである。しかし土地委員会における審議内容はアルヒーフ資料であり、旧著では利用できなかった。

第三国会の土地委員会は、国会の諸々の委員会のなかで最も重要視され、議事録の分量も多かった。そこには国会に議席を持つ各党派を代表する議員が委員として送り込まれていた。専制ロシアの民主的改革の運命は、土地(農業)問題の解決の成否にかかっているという共通認識があり、各党派共に有力議員を送り込んでいた。六〇名を超える土地委員会で圧倒的多数を占めていたのは、右翼の国権派と中道右派の一〇月一七日同盟の議員で、かれらはストルイピン政府の農村共同体(ミール)解体政策を支持した。

政府の共同体解体政策に最も強く抵抗したのは、左派勤労グループ(トルドヴィキ)を代表する一人の委員と、かれと共同闘争を行なった立憲民主党を代表する数名の議員だった。社会民主労働党は初めのうちは、土地委員会に委員を送らなかつた。

この第三国会土地委員会では、土地改革の原則問題から審議を始めた。

一、ロシアの農村に共同的土地所有を維持すべきか否か。

二、一八六一年の農民規程一二条が規定する農村共同体脱退手続を残すべきか。

これは一月九日の勅令が一八六一年の農奴解放令の精神を發展させるものだという政府の主張を認めるか否かということである。

三、農村共同体から脱退した農民の土地所有形態は、家族所有という伝統的共同所有に留まるべきか、あるいは家長の個人所有にすべきか。

土地委員会では、家長の共同体からの脱退の自由を認め、脱退時に共同体から受け取る土地を家長個人の所有とすることを認めた。それから法案は国会本会議に上程可決され、上院の国家評議会に送られ、そこで可決され一九一〇年六月一四日に正式の法律になった。

この一月九日の勅令一九一〇年六月一四日の法を補ったのが、一九一一年五月二九日の法Ⅱ土地整理規程である。前者が実質法であるのに対して後者は手続法であった。

その他に国会の土地委員会で審議未了となった土地関係法案がいくつかある。そのなかの「農民的土地所有法案」は、ストルイピン土地改革法のなかの最も包括的な法律になることを予定されていた。この法案の審議を始めるにあたって最初に決めたのは、法案の名前を分与地的土地所有法案と変更することであった。ここに西欧や日本の農民と異なるロシア農民の土地に関する考え方があつた。

レーニンは、分与地を農奴制の遺物とよんだ。分与地は農民身分の生活を保証し、国家に対して義務を果たすことができるように国家が農民に与えた土地であるというところから、分与地の処分権に厳しい制限がつけられていた。処分権の制限は、農業における資本主義の發展を阻害するというのが、レーニンが分与地に反対した理由であつた。

しかしロシア農民の大多数にとって、分与地を廃止し、農民地の所有と契約の自由を認めることは、農村共同体の廃止と同じく、自らの生存権、労働権を脅かすものと見做されたのである。かれらは所有と契約の自由という資本主義の文化を受け入れがたかったのである。「農民的土地所有法案」は結局時間ぎれで廃案になった。

一九七五年四月から半年あまりルギアで右に述べた土地改革法案と人

身の不可侵法案に関する古文書を読み、ノートをとった。これに味を始めて七六年から七九年にかけて夏期休暇期間に二カ月あまりずつ、ルギアで勉強した。気温が二〇度程度で、別荘地で暮すような気分だった。

七〇年代は今日と異なり、八月でも文書館が開いていた。一九七五年は日本学術振興会から派遣された研究者であったが、七六年から七九年までは私費留学研究者としてルギアでアルヒーフを読んだ。研究テーマは全く同じ「ストルイピン改革と農民の人権」であった。サンクトペテルブルグの科学アカデミーの国際部の援助もあったが、ある程度は顔パスも効いたと思っている。

この頃ルギアで古文書を読むのが本当に楽しくなった。一九七七年にはストルイピン土地改革法により誕生する農地の私的所有権を保護する登記制改革諸法案<sup>(11)</sup>に関する文書を読む。この法案も保守派と左翼の反対で成立しなかった。それからこの年に一九〇六年八月ストルイピンが、市民的平等の概念に矛盾するロシア臣民の権利の制限を除去するために、現行法にある差別法を調査させ、報告を出させた。その報告<sup>(12)</sup>を読んだ。ロシアのブルジョアの改革を實行するためにストルイピン首相がこういう準備をしていたことは驚きであった。

つづいて一九七九年夏には、各省ごとに国会に提出すべき問題のプログラム作成についてという大臣会議の文書（一九〇六年一月三十一日—一九〇七年一月<sup>(13)</sup>）を発見した。最初ヴィツテが首相の時に新たに召集される国会に対応するために各省に命じて作成させ、それがストルイピンに引き継がれたものである。この文書には、ロシアにとって最も重要な問題は農民問題であり、その法的側面と経済的側面を解決しなければならぬ。地方行政、ゼムストヴォ改革、司法部の統一、税制改革、国民経済の整備は、農民問題と不可分の関係にあるとあった。そして様々な法案が各省で起草され、その準備の内容がチェックされていた。この

文書を読み、ストルイピン改革というロシアの改革が単なる土地改革ではなく、旧ロシアの体制的構造的なブルジョアの改革を目指したものであることがよく分かった。

一九八一年に再び日本学術振興会の援助をえてサンクトペテルブルグへ行き、一年間ルギアで一九〇五年から一九一七年までのロシアの宗教改革に関する大臣会議<sup>(14)</sup>、宗務院官房<sup>(15)</sup>、国会<sup>(16)</sup>における審議の議事録をじっくり時間をかけて読みノットをとった。良心の自由をロシアで保障するために何が必要かという問題である。

良心の自由とは、市民が良心に従って自分の欲する宗教を信仰し、布教する自由、改宗の自由、分派やセクトを組織する自由、宗教を信じない自由、他の宗教を信仰する者との結婚の自由、自分の子供を両親の欲するよう教育する自由などであり、西欧では一六世紀初めの宗教改革から、宗教戦争やブルジョア革命という長い歴史的過程を経て良心の自由の原則が市民の不可譲の権利として定着し、憲法に明文化されるに至っている。

後進国ロシアでは長い間国教ロシア正教の支配体制が続き良心の自由がなく、その原則が初めて公式に認められるのは、一九〇五年革命時であり、反体制側に対する譲歩としてニコライ二世によって公布された「四月一七日勅令」と「一〇月一七日宣言」においてであり、それが一九〇六年四月の新しい国家基本法によって不十分ながらも明文化される。

では一九〇五年四月一七日勅令とはどういうものであったか。それはロシアの保守派の改革者のヴィツテが起草したもので、一定の条件付きではあったが、旧（古）儀式派その他の正教からのセクトを合法化し、ロシア正教から正教以外の宗教への改宗や、正教以外のキリスト教、非キリスト教の宗教団体の活動の自由を認めるものであった。

一九〇六年四月にロシア史上初めて国会が召集され、活動を始めると、

反政府的だった立憲民主党などの自由主義的議員は、ニコライ二世が、一九〇五年四月一七日勅令と一〇月一七日宣言で約束した良心の自由の原則の実定法化を要求し、良心の自由の西欧なみの保障を要求した。ストルイピン政府はそれに対応して一〇の宗教改革法案を提出した。

一 ある宗教から他の宗教への改宗に関する法律改正案

二 個々の宗教に対する国家の態度法案

三 一〇月一七日宣言で公布された良心の自由に起因する家族法改正案

四 正教以外のキリスト教、キリスト教以外の宗教ならびに旧儀式派その他の正教から分離したセクト教団に所属していることに起因する、個人の政治的、市民的権利の制限ならびに個人の信仰への国家権力の介入を認めている法律廃止に関する法案

五 正教以外のキリスト教とキリスト教以外の宗教の礼拝実施と礼拝堂の建設、再建修理を許可する法案、つまり正教以外のすべての宗教に宗教活動の自由を保障する法案

六 正教以外のキリスト教、キリスト教以外の宗教の教団法案、つまり正教以外のすべての宗派の結成手続と活動条件を規定する法案

七 ローマ・カトリックの修道院法案、つまりローマ・カトリック教徒の修道院生活の平和的發展を妨げている現行法を再検討する法案

八 旧儀式派やその他の正教からのセクト教徒の教団法案

九 結婚が戸籍簿に登録されていない、旧儀式派その他の正教からのセクトの信者の民法的地位を正常化する法案

一〇 四月一七日勅令公布以前に正教徒として登録されていた者の、正教以外のキリスト教やキリスト教以外の宗教の儀式で行われた結婚を合法化する法案

右の法案は野党立憲民主党の要求と比較すると保守的、漸進的であっ

たが、それでもロシアにおける良心の自由確立のための画期的な法案であった。これらの法案が法律になると最も大きな影響をうけるのは正教会であった。

正教会の内部には改革派と保守派がいた。改革派は四月一七日勅令を承認する代償として正教会の改革を要求した。宗務院による正教会の国家管理を廃し、一八世紀初めにピョートル大帝が廃止した総主教制を復活し、新たに選出する総主教の下で正教会の改革を進めるために、全ロシアの正教会代表会議(ソボル)を召集すべきだといっているのである。

これに対して政府内の改革派は、正教会改革の核心は、政府の末端組織になっていた正教会の教区の改革にある。つまり教区に法人の権利を与え、国庫補助金を正教会の聖職者に与えて、かれらの生活がある程度保証するも、自らの予算を計上し、聖職者を自主的に選出できるように自立した教区を組織する。そこには農民、町人ばかりでなく、貴族地主も入る。つまりストルイピン土地改革により、農村共同体にかわる新しい村秩序が現われるのでそれに対応させることを考えていたのである。だがソボルは革命の年一九一七年まで召集されず、教区改革も遅々として進まなかった。

ストルイピン改革期の人権問題、土地改革の問題、良心の自由の問題については、ルギアで九二カ年かけて読んだ文書研究に基づいて、『ニコライ二世と改革の挫折』と『ロシアの共同体と市民社会』にまとめて発表した。ストルイピン改革期は、社会主義の時代よりノーマルでなかったかと思いたのである。初めのうちこの説はあまり評価されなかったが、最近、マックス・ウェーバーの『ロシア革命論』が全訳出版され、その解題のなかで拙著三冊は、ウェーバーの『ロシア革命論』を補う重要文献と評価されている。<sup>17)</sup>

## 二 ゲア エルエフ (Г А Ф) ロシア連邦国立文書館、 元一〇月革命中央国立文書館)

一九一七年革命以後、サンクトペテルブルグからモスクワに警察関係文書、ロマノフ王家関係文書と外交文書が移管された。それ故現在、外交文書はモスクワのロシア帝国外交史料館に、警察とロマノフ王家関係文書はロシア連邦国立文書館に保管されている。ここは、地下鉄のフルーゼンスカヤ駅から歩いて一〇分のところポリシヤヤ・ピロゴフスカヤ通り一七番地にある。

一九八三年九月、あの大韓航空機事件の直後にモスクワへ行き、ロシア連邦国立文書館でロシア革命前夜の行政的流刑の実態に関する文書の閲覧を請求した。するとその翌日か翌々日に最後のロシア皇帝ニコライ二世の日記を読みたくないかという提案が、文書館側から出て来た。もちろんグー(イエス)といった。その翌日、ニコライ二世の日記の直筆のノートが一〇数冊、私の机の前に積み上げられた。<sup>(18)</sup> その時読書室にいたのは私と読書室長の二人だけだった。

ロシア革命の勝者であるレーニンの書いたものは全集として出版され、世界的に読まれているのに、敗者のニコライ二世のものはほとんど読まれていない。日本に深い係わりを持ったニコライ二世が、大津事件、日露戦争、日露協商の時代(一九〇七—一七)に日本及び日本人についてのどのように書いているか興味があった。通説によれば大津で警備中の巡查津田三蔵に切りつけられたのが原因で、日本人を軽蔑するようになり、そのために日露戦争が始まったことになっている。事実はどうであったか。

ソ連政府が門外不出にしていたニコライ二世の日記を本格的に読むという名誉を私と与えられたのはなぜか。事実は小説より奇なりというが、

この時私はサンクトペテルブルグのロシア科学アカデミー図書館にある三笠宮文庫を充実するために、昭和天皇の関係する生物学研究書二一冊を三笠宮殿下から頂戴して、外交ルートを通じてサンクトペテルブルグへ届けるという使命を持っていた。朝日新聞の秦正流さんにプラウダ紙の編集長アフアナシェフ氏宛に紹介状を書いていただき、同氏に会い、モスクワの日本大使館で公使をしていた小和田恒さんとサンクトペテルブルグの青木総領事の協力を得て、昭和天皇の研究書を無事に届けることができた。

三笠宮文庫がなぜサンクトペテルブルグにあるのか。一八八二年日本の皇族として初めて訪露された有栖川宮熾仁親王は、日本語学習と日本研究のために、帰国後の八三年にサンクトペテルブルグ大学東洋学部で自分の蔵書を寄贈され、それが今日まで大切に保管されている。それを評価された三笠宮崇仁殿下は一九七七年九月に、出版文化国際交流会、重光晶大使、西田総領事の協力をえて、日本の良書約四〇〇冊を三笠宮文庫としてロシア科学アカデミー図書館に寄贈した。サンクトペテルブルグの学者はこれを喜び、動物学研究所長スカルラット氏らが昭和天皇の許可をいただき、天皇の研究書の書評を書いて、『海の動物学』というロシアの学術雑誌に次々と発表した。

さてストルイピン改革に関するアルヒーフ文書は、ほとんどが活版かタイプ印刷だったので、読むのに苦労はなかった。私が最初に本格的に読んだ手書きの文書は、ニコライ二世の日記であった。この日記の筆記体は読みやすい部類に属するが、古文書は内容が見当がつけば読めるということが分かった。読めなかった箇所は、文書館員をつかまえて遠慮なくしつこく質問した。

ニコライ二世の日記は、一九八三年、八七、八八年に読んだ。その結果、大津事件、日露戦争があったにもかかわらず、ニコライが日本に対

して比較的に好意的であり、日露戦争が終結した二年後の一九〇七年に日露両国は、同盟に準ずる協商の時代に入り、そういう友好関係が一九一七年革命の時まで続いたのがなぜか理解できた。

この頃私は、近代ロシアの農村共同体ミール研究に関する二冊目の著書の出版を考えていた。最初のロシア留学(一九六六―六七)の成果である処女作『ロシア革命とミール共同体』(一九七二)を出版してから一〇年以上たち、その間にロシアの国会と国家評議会(一九〇六―一五)の一〇万頁を越える議事録のほとんどすべてのコピーをつくったり、サントペテルブルグのルギアとモスクワのロシア連邦国立文書館にも合計して七回も通って資料を集め、その意味ではロシアの第一級の学者に匹敵するという折り紙をつけられていたからである。ところが出版助成金をいただけず、出版費の一部自己負担を余儀なくされた。この時、秦正流さんと司馬遼太郎さん、それにNHKの鈴木肇さんが、私のニコライ二世の日記のノートの史料価値を認めてくれ、週刊朝日に推薦していただいた。こうして私のニコライ二世の日記の訳と解説が週刊朝日に三カ月間連載され、その後で単行本として出版された。ストルイピン改革の研究書『ニコライ二世と改革の挫折』も別の書店から出版できた。一九八五年のことである。

ロシア連邦国立文書館には幕末期のロシアの政界、特に海軍の実力者だったコンスタンチン大公や、著名な外交官イグナチエフの個人フォンドがある。このコンスタンチン大公フォンドには、対馬事件に関する箱館領事ゴシケヴィチのデスパッチが入っている。

イグナチエフの文書には、イグナチエフが北京駐在公使として活動した時代のロシア外務省や東シベリア総督ムラヴィヨフ・アムールスキーとの往復書簡などがある。ロシアの対日政策については、リハチョフ提督の対馬積極政策を正式に中止する決定を下した一八六一年二月二三

日の御前会議の議事録<sup>(20)</sup>が入っている。イグナチエフの筆跡はとても読みにくく、ロシアの専門家でも簡単には読めない。

数年前リハチョフ文書のコピーを注文したが担当者が風邪をひいてるといわれ、時間切れになった。翌年また同じコピーを注文した。そして切札を出した。このロシア連邦国立文書館読書室にこの文書館のアルヒーフを利用してまとめた研究書を紹介する書棚がある。そこに私の著書『ニコライ二世の日記』と『ニコライ二世と改革の挫折』がもう一〇年近く展示されている。それを指差し、私はこの日本語の研究書の著者だといった。そうしたらその日のうちに五〇枚近いコピーをくれた。

### 三 アヴェエルイ(АВЕРИ)ロシア帝国外交史料館

この史料館は、モスクワの地下鉄ドブルイニンスカヤ駅から隣接するセルプホフスカヤ駅から歩いて三分のところにある。ここには一九一七年革命にいたる帝政ロシアの外交文書が保管されている。

私に初めて入館を許されたのは、一九八七年のことである。拙著『ニコライ二世の日記』で、革命前の日露関係は我々が今ふつうに考えるよりはるかに友好的ではなかったか、その背後に日本の皇室とロシアのロマノフ王家との友好関係があったからだと言説した。この説を補強するために帝政時代(日本の明治と大正の初期にあたる)に東京駐在のロシアの大(公)使が、本国の外務大臣に宛てた公信(デイスパッチ)をじっくり読んだ。大津事件、三国干渉、伊藤博文の日露協商の思想と対露外交とりわけ日露協商についての東京のロシアの外交代表の興味津々たる報告だ。

明治二四(一八九一)年の大津事件についてこの時の駐日公使シェーヴィチは長文の報告を送っている<sup>(21)</sup>。それによると青木外相は、通説のごとくシェーヴィチ公使に対して、ロシア皇太子ニコライの訪日以前に、

かれに訪日中に危害を加える者が現われたら、日本の皇室に対する犯罪として死刑にすると約束していたか。そうではなかった。そう約束したのは、大津事件直後のことで、閣議決定を経た上でのことであった。ニコライの訪日前夜に青木外相がシェービイチ公使に約束したことは、明治天皇がニコライの安全保障を約束していること、それに加えて日本の刑法に外国貴賓（外国の君主、プリンス、大統領、外交代表）侮辱罪を加えると約束していた。しかしその約束が守られなかった。

シェーヴィイチ公使は、青木外相が起こった事件について責任をとって外相を辞任しなかったため、伊藤博文や明治天皇に直訴し、青木外相に詰め腹を切らせたと報告している。シェーヴィイチの内政干渉だ。シェーヴィイチの青木に対する個人的感情が大津事件の処理を複雑にしている。そういう側面がある。<sup>(22)</sup>

東京のロシア大（公）使の本国政府へのデスパッチを読み、特筆したことがある。日本の皇族が日露戦争の前にも後にも頻繁にサンクトペテルブルグを訪問していることである。日露戦争が終った二年後の明治四〇年に第一次日露協商が締結されるが、そのために皇族も努力したのである。日露協商のために生涯をかけて尽力した政治家はいうまでもなく伊藤博文であった。東京にいたロシア大（公）使は伊藤の動向についてたえず目を光らせていた。

日露戦争から日露協商への移行の時期の皇室がかかわるエピソードを二つ紹介する。日露戦争で負傷し、身体障害者になり、捕虜になったロシア軍人一七人に、明治天皇の皇后が、義手義足をプレゼントした。ところがその一七人のロシア軍人が帰国の際にその義手義足を日本に置いて帰った。皇后はそれを帰国した一七人に送り届けた。これについて報告をうけた皇帝ニコライ二世は、東京駐在ロシアの代表バフメテフを通して、自分の名で皇后に謝辞を伝えたという。<sup>(23)</sup>

更に明治四二年、捕虜として病死し、あるいは日本海海戦で戦死し、日本の各地に葬られていたロシアの軍人の遺骸のうち二五二体が、日本の陸海軍当局、長崎市の協力をえて長崎市稲佐の悟真寺のロシア人墓地へ移送され、同年九月日本ハリストス正教会のトップ、ニコライ大主教の主宰の下に追悼と記念碑の聖水式が行われた。明治天皇もこれに協賛された。<sup>(24)</sup>

それから八〇年後の一九九〇年一〇月、長崎の旅博覧会の時に来日したロシア正教会の府主教ビティリム師と悟真寺の住職木津義彰氏とが、このロシア人墓地でここに眠るロシア軍人の追悼式を共同で行った。そしてその翌年四月ゴルバチョフ大統領が墓参のためにここを訪れる。歴史が蘇ったのである。

このロシア帝国外交史料館にサンクトペテルブルグ旧館文書がある。そのなかに一八五〇年から一八八二年までのロシアの対日政策に関する文書が入っている。幕末の日露交渉史の研究者には必読のアルヒーフである。そのなかのアムール委員会の議事録<sup>(25)</sup>を紹介しよう。

アムール委員会とは、アレクサンドル二世の弟コンスタンチン大公を中心にしたゴルチャコフ外相ら数人の重臣の委員会で、対清、対日政策の基本原則を決めていたが、外国の研究者は長い間その議事録を手にすることができなかった。私が初めてこの文書を手にしたのは、一九九六年のことである。

議事録で知る限り、アムール委員会は一八五七年に二回、五八年に五回、六〇年に一回、一八六一年に二回開かれていた。この委員会で主として審議したのはアムール河以南の隣国清との交渉に関するもので、一八五八年の愛理条約、一八六〇年の北京条約により現在の中露国境線が決まるプロセスを知るための重要な資料といえる。

この委員会で日本に関係する問題が集中的に審議されたのは一八五八



年一月と一八六一年一二月の二回である。一八五八年の委員会の決定に基づいて箱館に派遣するゴシケヴィチへの訓令が作成され、六一年には対馬からの撤退の他に、一八六二年にサンクトペテルブルグを訪問した文久遣欧使節への対応を決めている。

その他に一八五九年のムラヴィヨフ・アムールスキの訪日と関連し、アムール委員会は一八五八年一二月に次の決定を下している。サハリン帰属問題を日本と交渉するに際して、如何なる場合にも日本と敵対的衝突あるいは国交絶絶へと導いてはならないという訓令をムラヴィヨフに与える。そしてこの決定を皇帝が裁可している。ハト派だったプチャーチンの意見が反映されているといえる。

何れにせよ、ロシアの極東政策における中心の問題は対清政策であり、それを補足するものとして対日政策があった。対日政策の中心的課題は、サハリン全島のロシア帰属をどのようにして日本政府に納得させるかということであった。サハリン島の南部に対する日本人の歴史的権利の代償としてウルツプ島を日本に引き渡すという考え方は、一八六一年一二月のアムール委員会から始まっている。

ところで最近日本で『ロシア外交史料館日本関係文書目録Ⅰ（一八五〇—一九一七）』と『同目録Ⅱ（一九一七—一九二二）』が出版された。モスクワのロシア帝国外交史料館では、今日でもオーピシ（目録）をすべて閲覧できるわけではないので、非常に便利なものが出版されたといえる。しかしこの目録Ⅰを例にとると、この目録のなかに、この史料館に保管されているすべての関係文書が収録されているわけではない。一八五〇年以前の文書、例えばロシアに漂流した日本人に関するもの、遣日使節ラクスマンやレザノフに関するもの、ゴロヴニン事件に関するものほとんど集録されていない。また一八五〇年以後の外交文書もかなりの数が落ちていると考えられる。

目録Ⅰに集録されていても、閲覧を請求すれば必ず必要な文書を閲覧できるわけではない。誰かが読んでいるから閲覧できないと断られることがよくある。ロシア外務省の専門家が閲覧中といわれると、これから先数年間は絶望と考えてよい。手書の文書を読むのも大変だが、閲覧を許されて手にとるのも容易なことではない。しかし抜け道もある。同じ文書が外交史料館ばかりでなく、サンクトペテルブルグのルギアにも、ロシア国立海軍文書館にも保管されていることがある。

ロシアが民主化されたせいで古文書の読者が増加している。民主化される以前には、許可を得るのが大変だったが、文書のオリジナルを読むことができた。しかし今ではマイクロでという事が多くなった。ロシアのマイクロリーダーで仕事をするのは、日本の場合より数倍も大変だ。一時間も読むと目が痛くなる。しかしこのように苦勞しても、他の研究者がまだ使用していない重要な文書（スヴェジュー・アルヒーフという）を発見した時の喜びは格別である。

#### 四 ルガウムフ（PΓABMΦロシア国立海軍文書館）

この海軍文書館は、エルミタージュ博物館の一部に面している一〇〇万長者通りにあり、サンクトペテルブルグ日本総領事館から歩いて三分のところにある。久しく外国人研究者に閉鎖されていたので、私がここに初めて一週間ばかり入館を許可されて、文書を読んだのは一九九一年七月のことだった。

この時、私はプチャーチン提督の訪日遠征に関する文書を請求し、プチャーチンは幕末の対日交渉で平和的なやり方に徹したので、日本人の間で評判がよい。古文書のなかでそのルーツを探したいと言った。すると次の三つの文書が出て来た。

(一) 日本国皇帝に提出するためにE・B・プチャーチンに交付された一

八五二年八月二三日付のニコライ一世の信任状<sup>(26)</sup>

(二)「一八五五年一月二六日、下田で締結されたロシアと日本との間の国境と税率に関する条約について。条約を批准するためにK・K・ポシエットの日本出張について。E・B・プチャーチン提督とK・K・ポシエットへの訓令。一八五五年八月九日から一八六〇年五月五日。」<sup>(27)</sup>  
(三)「日本の沿岸におけるフリゲート艦ディアナ号の遭難について。」<sup>(28)</sup>

この三つの文書のなかで特に興味があったのは(一)で、そこには一八五二年五月二三日から一八五四年五月一日までの間に外務次官セニャーヴィンが、プチャーチン提督に宛てた書簡、プチャーチンの日本政府との交渉の報告などが入っていた。なかでもプチャーチンの出発後、ロシア外務省の伝書使が小笠原諸島の父島の二見港に向いてプチャーチンに渡した追加訓令には興味あることが書いてあった。

一九九一年に私は色々な経験をした。三月末には赤坂御所に招かれ、明治時代の対露皇室外交について御進講をした。その三週間後の四月一九日には長崎市のロシア人墓地でゴルバチョフ大統領夫妻に紹介され、握手した。そしてその四カ月後の八月一九日にモスクワのホテルで、クレーダーのために出動する戦車を目撃し、ゴルバチョフの失脚を知らされた。その一カ月前にロシア政府がプチャーチンに宛てた追加訓令を読み、ロシア皇帝ニコライ一世が北方四島の日本帰属を認めていた事実を知った。そしてクレーダー事件の一カ月半後の一〇月四日に、そのことをモスクワの新聞イズヴェスチャと朝日新聞、NHKで同時に発表することができた。

プチャーチンの訪日関係の文書を読んだ翌年の一九九二年に、一八六一年の対馬事件つまりロシアの軍艦がやって来て対馬に軍事基地をつくったという事件に関する文書の閲覧を請求した。プチャーチン提督が対日交渉において平和的であったのに対して、対馬事件ではロシア海軍は

威圧的であるように思われた。それはなぜか、ロシア側の資料で知りなかった。それに日本の研究ではロシアの一次資料を使用していなかった。この時ロシア国立海軍文書館で私に閲覧を許可したのは、対馬事件のロシア側の現地責任者だったリハチョフ提督の個人フォンドだった。この文書館にすべてのロシア提督の個人フォンドがあるのではない。例えばプチャーチン提督の個人フォンド<sup>(29)</sup>はない。また一九世紀初めのごろヴニン事件のごろヴニン提督の個人フォンド<sup>(30)</sup>はあるが、高田屋嘉兵衛の協力をえて事件を解決したリコルド提督の個人フォンドはない。

リハチョフ提督の個人フォンドは、テロー(件)数にして四三九綴りの文書が入っている。そのなかにはリハチョフの対馬事件当時の座乗艦スヴェトラナ号の航海日誌<sup>(31)</sup>(一八六〇年四月七日―一八六一年一月三〇日)、それに同じ時期にリハチョフがコンスタンチン大公、海軍大臣、東シベリア総督、北京公使イグナチエフ、箱館領事ゴシケヴィチ、ポサドニク号艦長ビリリョフ、シーボルト、イギリスのホープ提督などに送った書簡の控え<sup>(32)</sup>などが入っている。シーボルトが一八六一年に横浜と江戸から送った五通のドイツ語の書簡は、英字新聞「ノース・チャイナ・ヘラルド」、「ナガサキ・シッピング・リスト」と一緒の綴りに入っていた<sup>(33)</sup>。

コンスタンチン大公からリハチョフに宛てた書簡は別のフォンドに入っていた<sup>(34)</sup>。コンスタンチンとリハチョフの往復書簡を読み、対馬への海軍基地建設に先立ってリハチョフは、コンスタンチン大公の許可を求めていることが分かった。コンスタンチン大公は、リハチョフ提案に賛成し、皇帝アレクサンドル二世に報告した。しかし外務大臣ゴルチャコフは、ロシアが幕府の了解なしに勝手に基地を建設すれば、日本人の怒りを買う、国際的にも孤立すると主張して反対した。そのために皇帝は、対馬問題をコンスタンチン大公に一任し、ロシア海軍と対馬藩主との私

的契約とし、幕府から公式の抗議がないように注意するという妥協案でおさめた。こういう事実はイギリスやオランダの資料では分からない。

ここでロシアと日本の学問の近代化の父シーボルトとの関係について説明しよう。

シーボルトは一八二〇年代からロシアのスパイではないかと疑われた人物である。シーボルトのリハチヨフ宛ての直筆の書簡は、見た瞬間シーボルトとロシア政府との関係を説明する一次資料ではないかと直感した。

このシーボルト書簡発見をきっかけとしてロシアにおけるシーボルト関係資料を調査した。シーボルトとロシア政府との関係を示す文書は、ロシア国立海軍文書館の他にルギア、ロシア科学アカデミー文書館、モスクワのロシア帝国外交史料館に保管されていた。

シーボルトはルギアと外交史料館の文書によるとロシアから、一八三四年一月に聖ヴラジミール四級勲章<sup>(35)</sup>、一八五二年に聖アンナ二級勲章<sup>(36)</sup>、一八五三年二月に聖ヴラジミール三級勲章<sup>(37)</sup>をもらっている。

ロシアの首脳がシーボルトに関心を持ったのは、シーボルトが日本人が作成した日本(本州)、蝦夷、サハリンの地図を初めとして、日本についての貴重な情報を持っていたからである。シーボルトのロシアからの叙勲は、シーボルトの日本に関係する情報の提供と関係があることは確かであろう。

一例をあげよう。一八五二年秋、ロシアの遣日使節が日本に向かって出発したという情報をつかむと、シーボルトはロシア政府に協力を申し出た。ロシア政府はすぐにシーボルトをサンクトペテルブルグに招き、意見を聞き、その結果出発の前夜にプチャーチンに与えていた訓令を補足する追加訓令起草し、プチャーチンに送った。この追加訓令の冒頭にそう書いてあった。

追加訓令では、日本政府との交渉に際して日本の法を守り、江戸の近くではなく、日本の唯一の開港である長崎へ寄港し、長崎奉行を通して交渉すべしと指示した。最初の訓令ではどこで交渉するかはプチャーチンに一任されていてプチャーチンは江戸で交渉することを考えていた。そして追加訓令は日本と国境画定のための交渉を始めることを指示し、交渉に際して国後と択捉の日本帰属を認めてよいとした。最初プチャーチンに与えた訓令には国境画定の要求は入っていなかった<sup>(38)</sup>。

対日交渉に関するシーボルトのロシア政府首脳へ助言する書簡(仏文)や、政府内での審議の経緯<sup>(39)</sup>についての資料は、モスクワのロシア帝国外交史料館に保管されている。

シーボルトは一八六一年(文久元)年五月から九月にかけて、横浜と江戸から、ロシアの東洋艦隊司令官リハチヨフ提督に宛てた五通の書簡は、そのいずれもが日本の政治と外交に関する報告とどうすべきかというかれの提案を内容としている。デスパッチである<sup>(40)</sup>。

シーボルトは親露的かつ親日的立場から書いた。ロシアは日本と平和的かつ友好的に国境を画定し、アムール河流域で地歩を固める。そして日本の近代化を助け、日本を東アジアにおけるロシアの同盟国に育てる。そして英仏の北進を防ぐべしというのである。

一八六一年春ロシアの軍艦が対馬にやって来て、対馬に半年も居座ったという情報入手するとシーボルトはリハチヨフにただちに書簡を送り、ロシアの軍艦はなるべく早く対馬を離れるのが望ましい。そうしないと日本との全面戦争のシグナルになると警告した。

シーボルトがリハチヨフに宛てた五通の書簡にはもう一つ際立って興味ある箇所がある。シーボルトはそのすべてにおいて、長男アレキサンダーをロシア海軍に備ってほしいと懇願している。そしてロシア皇帝が一五歳のアレキサンダーを士官候補生に任命したという情報を受け取る。

その二カ月後にシーボルトは息子がイギリス公使館の通訳官として働かれることに同意している。これについてリハチヨフは何も書いていない。しかしリハチヨフの後任のポボフ提督は、老シーボルトがほけたのでこういう理不尽なことをしたとコンスタンチン大公に報告している。<sup>(41)</sup>

その二年後の一八六三年、退職し年金生活者になっていたシーボルトは、故郷のヴェルツブルグからロシアのコンスタンチン大公宛に長文の書簡を送り、イギリスとフランスの対日政策がロシアの極東における政治的利益を危くしている。日本と英仏との間の平和を仲介できるのはロシアだけであると主張し、シーボルトよりハチヨフ提督をロシアの全権代表として日本に派遣してほしいと要請した。リハチヨフはサンクトペテルブルグにおいてシーボルト提案に同意した。しかしロシア政府首脳はシーボルト提案を検討したが、採用しない決定を下した。<sup>(42)</sup>

シーボルトとロシアとの関係はかれの死後も続く。シーボルトは日本で集めた植物画などのコレクションをロシアに売却するように遺言を残していた。この遺言によりシーボルトが川原慶賀らに書かせて持ち帰った日本の植物画がロシア科学アカデミーに売却される。この時シーボルト未亡人とロシア科学アカデミーとの間を仲介したのは、一八六〇年代初めに北海道などで植物を採集したロシアの著名な植物学者マクシモヴィチであった。

ドイツに出張したマクシモヴィチとロシア科学アカデミー首脳との間に、シーボルト・コレクションの購入をめぐる交換された書簡、ロシア科学アカデミーとロシア文部省、大蔵省との間に交換された公文書は、ロシア科学アカデミー文書館とルギアに保管されている。

シーボルトの次男ハイインリッヒもロシアと関係を持った。ルギアにはハイインリッヒがロシアの日本担当の外交官で、日本で長く駐在した外交官ローゼンに宛てた書簡が保管されている。

このシーボルトの日本の植物画は数年前に丸善の創立二二五周年の記念出版物として出版され、私も「シーボルトとロシア」という論文を寄稿<sup>(45)</sup>することが出来た。シーボルトに関するスヴェーージー・アルヒーフをサンクトペテルブルグの海軍文書館で発見していたからである。

#### ゴロヴニン事件に関する資料

ゴロヴニン事件とは一九世紀初めに日露両国の国境地帯であった国後や択捉、サハリン南部で起こった紛争である。鎖国日本に開国を迫るためにロシア海軍の軍人が日本の番所や集落を攻撃したことから始まった。そのため日本側はロシアを敵視し、一八一一年に水を求めて国後島に上陸したロシア軍人ゴロヴニンら七人を逮捕し、箱館、松前に二年あまり監禁した。これに対してゴロヴニンの副官だったリコルド少佐は、国後島の近くの海上で高田屋嘉兵衛ら五人を捕え、人質としてカムチャツカへ連行した。

リコルドは嘉兵衛を客人として扱い、一〇カ月間共同生活をした。嘉兵衛からゴロヴニンが松前で生存していると聞いたリコルドは嘉兵衛を国後で釈放し、かれを仲介人として松前奉行所と交渉し、ゴロヴニンらの釈放を求めた。それほど嘉兵衛を信頼していた。<sup>(46)</sup>

ロシア国立海軍文書館には、ゴロヴニンが帰国後に書いて、皇帝の命令で出版した『日本幽囚記』、リコルドの『日本沿岸航海および対日折衝記』の原稿を始めとし、ゴロヴニンが国後に向かう時に受け取った訓令、ゴロヴニンらが国後で日本側に逮捕されたというリコルドの報告、リコルドが一八二二年に国後に向かう時に受け取った訓令、国後沖で高田屋嘉兵衛を捕え、かれからゴロヴニンが生きているという情報をつかんだという報告、ゴロヴニンとリコルドの乗艦ディアナ号の航海日誌<sup>(52)</sup>などがあり、コピーを入手した。これらの文書はすべてロシアの歴史家ファイ

ンベルグらが使用している。

私はルギアのシベリア委員会文書のなかにゴロヴニン事件に関する重要文書を発見した。しかもスヴェージー・アルヒーフ<sup>53</sup>だった。文化一〇年(一八一三年)に松前奉行所からロシアへ渡した日本文の公式書簡で、二通あった。一つは三月一五日付で、五月末に国後島で釈放され帰国した高田屋嘉兵衛が同島の守備隊長に依頼されて、ロシア軍艦ディアナ号に戻り、艦長リコルドに直接手渡ししたものと考えられる。松前奉行付吟味役高橋三平と柑本兵五郎の花押のあるこの書簡は、ロシア軍艦による北方領域への攻撃と略奪に抗議し、このような暴行がロシア政府の意志によるものでないと弁明する公文書を持参すれば、ロシア側が希望するように松前に監禁中のロシア人捕虜を釈放する手続をとると書いてあった。この書簡にはロシア語訳がついていた。

リコルド少佐は、日本側のこの提案を受け入れ、オホーツク港へ帰り、港長官ミニツキー中佐からの釈明書とイルクーツク州民政長官トレスキンの書簡を受け取り、箱館へ持参した。こうしてゴロヴニン事件は一件落着し、文化一〇年九月二六日にゴロヴニンらは釈放され、ディアナ号に帰った。

もう一つは九月二六日付の松前奉行服部貞勝が捺印している書簡(論書)で、そこには先年のロシア船の暴行は政府の知らない暴行だと陳謝したのでロシア人捕虜を釈放するが、日本は祖法により開国できないので来日しないで欲しいと書いてあった。この論書にもロシア語訳がついており、訳者の村上貞助と上原熊次郎がロシア文字で署名捺印している。ゴロヴニンらの釈放の時、吟味役高橋三平がこの論書をリコルド少佐に渡した。

右の重要史料をシベリア委員会文書のなかで発見したのは一九九二年で、その重要性が仲々理解できなかった。帰国後、幕末の外交史料集『通

航一覽<sup>54</sup>』を読み、松前奉行所が右の文書を文化一〇年に国後と箱館でリコルド少佐に渡した事実のあることが分かった。その後にも何回かこの文書を見るためにルギアに行った。

文化一〇年九月二六日に右の論書をリコルド少佐に渡した時に、つづいて高橋三平がゴロヴニンに渡した日本語の覚書<sup>55</sup>は、モスクワのロシア帝国外交史料館に保管されていた。この覚書にもロシア語訳がつけられ、訳者として村上貞助と上原熊次郎が署名捺印していた。そこには松前奉行の論書をカムチャツカやオホーツクなどの役人に見せて、日本の祖法を理解させてほしい。そしてロシアから日本に来ないで欲しいと書いてあった。

右のようなゴロヴニン事件に関する文書の他に遣日使節ラクスマン、レザノフに関する興味ある資料がモスクワの外交史料館に保管されている。例えば松前でラクスマンに渡した信牌の控え<sup>56</sup>、ロシア皇帝アレクサンドル一世から將軍に宛てた親書の控え<sup>57</sup>(露文、満州語訳と日本語訳)などがある。

〔注〕

- (1) Фонды российского государственного исторического архива, Санкт-Петербург, 1994.
- (2) РГИА, ф.1278, оп.5, л.547.
- (3) РГИА, ф.1278, оп.2, л.3500-3508.
- (4) 保田孝一「帝政国会と人権問題」保田孝一『ニコライ二世と改革の挫折』木鐸社、一九八五年所収
- (5) РГИА, ф.1278, оп.2, л.59, л.54-84.
- (6) 保田孝一「ストルイビン改革期の共同体論」保田孝一『ロシア革命とニール共同体』お茶の水書房、一九七一年所収
- (7) РГИА, ф.1278, оп.2, л.3388, 3389, 3392, 3393.

- (8) РГИА, ф.1278, on.2, д.263, 3392, 3397.  
保田孝一「ストルイビン国会とエンクロージャー法」保田孝一『ロシアの共同体と市民社会』岡山大学文学部 一九九三年所収
- (9) РГИА, ф.1278, on.2, д.503, 3396.
- (10) ヴーニン「一九〇五—一九〇七年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領」大月版『ヴォニン全集』二三卷一九五頁
- (11) РГИА, ф.1276, on.3, д.480. 崔在東「ストルイビン農業改革期ロシアにおける『私的所有分与地』」『経済学論集』第六五卷第四号参照
- (12) РГИА, ф.1276, on.2, д.15.
- (13) РГИА, ф.1276, on.2, д.4.
- (14) РГИА, ф.1276, on.2, д.12 и др.
- (15) РГИА, ф.797, on.96, д.188 и др.
- (16) РГИА, ф.1278, on.2, д.3568-3601 и др. 保田孝一「III革命前夜ロシアの宗教改革政策と国会」『ニコライ二世と改革の挫折』所収
- (17) 肥前栄一「マックス・ウェーバーのロシア革命論」M・ウェーバー著 肥前栄一・鈴木健夫・小島修一・佐藤芳行訳『ロシア革命論II』名古屋大学出版会一九九八年 三八三ページ 注49
- (18) ГА РФ, ф.601, on.1, д.225(1891)-265(1917).
- (19) ГА РФ, ф.722, on.1, д.501.
- (20) ГА РФ, ф.730, on.1, д.479.
- (21) АВПР, ф.150, on.493, д.893.
- (22) 保田孝一「大津事件と被害者ニコライ」『危機としての大津事件』関西大学法学研究所、平成四年所収
- (23) АВПР, ф.150, on.493, д.1737.
- (24) АВПР, ф.150, on.493, д.915.
- (25) АВПР, ф.161, СЛ6, ГА, I-1, on.781, 1857r-61, д.495.
- (26) РГБМФ, ф.296, on.1, д.75a.
- (27) РГБМФ, ф.410, on.2, д.1074.
- (28) РГБМФ, ф.410, on.2, д.2493.
- (29) РГБМФ, ф.16.
- (30) РГБМФ, ф.7.
- (31) РГБМФ, ф.16, on.1, д.22.
- (32) РГБМФ, ф.16, on.1, д.47, 49, 297.
- (33) РГБМФ, ф.410, on.2, д.2385.
- (34) РГБМФ, ф.224, on.1, д.313.
- (35) РГИА, ф.496, on.1, д.64, д.339.
- (36) РГИА, Зюльд, Полковник генерального штаба индрандской армии в восточной Индии. — Пожалование ему ордена св. Анны 2 ст. 1852.
- (37) РГИА, ф.496, on.1, д.130, 1853, д.33-3306.
- (38) 保田孝一「ロシアの日本開国交渉とシーボルト」箭内健次・宮崎道生編『シーボルトと日本の開国 近代化』平成九年、続群書類従完成会所収
- (39) АВПР, ф.161, СЛ6, I-1, on.781, 1852r, д.162, 163.
- (40) 保田孝一「文久元年の対露外交とシーボルト」岡山大学吉備洋学資料研究会 一九九五年
- (41) РГБМФ, ф.410, on.2, д.2452, д.313.
- (42) РГБМФ, ф.410, on.2, д.2653.
- (43) РГИА, ф.733, on.142, д.454, 1872r.
- (44) РГИА, ф.1038, on.1, д.160, 1870-1880. その他に、第二次大戦末期にソ連軍がドイツのチェーリングゲンから戦利品としてロシアに持ち帰ったかなりの数のシーボルト文書がロシアの文書館に保管されているといわれている。
- (45) 保田孝一「シーボルトとロシア——発見された書簡から」『シーボルト旧蔵日本植物図譜コレクション』和文解説篇丸善、一九九四所収
- (46) ヴーニン著、井上満訳『日本幽囚記』三卷岩波文庫、昭和一八—二一年、ヴォニン著、徳力真太郎訳『ヴォニン浮虜実記』上下講談社学術文庫、昭和五九年『続日本浮虜実記』ロシア士官の見た徳川日本』昭和六〇年
- (47) РГБМФ, ф.7, on.1, д.12.
- (48) РГБМФ, ф.166, on.1, д.2498.
- (49) РГБМФ, там же.

- (50) P7ABMφ, φ.1664, on.1, r.3989.  
(51) P7ABMφ, φ.166, on.1, r.2498.  
(52) P7ABMφ, φ.7, on.1, r.13.  
(53) P7ABMφ, φ.126, on.1, r.577.  
保田孝一「史料紹介 ヲロウニン事件と高田屋嘉兵衛―新発見のシベリア委員会文書と『飄々譚集』を中心に」『地域史研究はこだて』第二六号、保田孝一「史料紹介 リコルド少佐がエトモで書いた書簡」『地域史研究はこだて』第三二号、二〇〇〇年。  
(54) 『通航一覽』卷三百十一―三百十四。  
(55) AB71 P4, φ.150, on.493, 1813r., r.2046, r.1.  
(56) AB71 P4, φ.161, on.6, 1802r., r.1, nanka 26, r.53.  
(57) AB71 P4, φ.161, on.6, 1802r., r.1, nanka 26. ヲロウニン事件関係の文書は兵庫県立歴史博物館ならびに洲本市立淡路文化史料館で開催された特別展『豪商 高田屋嘉兵衛展』(平成十二年九月一五日―十一月五日、一一月一―二日―二日―二日)で展示され、図録も発表されているので、日露両方の関係文書を閲覧できる。高田屋嘉兵衛展実行委員会編『豪商高田屋嘉兵衛』高田屋嘉兵衛展実行委員会二〇〇〇、平成十二年九月一五日参照。